

介護保険第2号被保険者の適用除外について

国民健康保険などの医療保険に加入している40歳から64歳までの人は介護保険第2号被保険者となり、介護納付金に係る保険税を納めていただいております。

ただし、介護保険第2号被保険者が介護保険適用除外施設に入所された場合には、届出をすることにより、退所するまでの間は介護保険第2号被保険者の適用から除外されることになりますので、介護納付金に係る国保税は賦課されません（国保税介護分の納付が不要になります）。

この適用を受けるためには届出が必要ですので、介護保険適用除外施設に入所または退所された場合には、忘れずに届出をしてください。

介護保険適用除外施設

- ・障害者総合支援法[※]第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援に限る）
※障害者総合支援法＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称（以下同じ）
- ・障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（生活介護に限る）
- ・児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- ・児童福祉法第6条の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る）
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定による福祉施設
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所等
（同法第7条または第9条に規定する療養を行う部分に限る）
- ・生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設
- ・労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する労働者災害特別介護施設
- ・障害者支援施設（知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る）
- ・指定障害者支援施設（障害者総合支援法第19条第1項の規定による生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る）
- ・障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が行う同法施行規則第2条の3に規定する施設（療養介護を行うものに限る）

上記適用除外施設に該当するか否かは、入所する施設または障害福祉担当（福祉課）にご確認ください。

届出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・適用除外施設に入（退）所した事実が確認できる書類

届出先 健康推進課 国保年金係 各総合支所 地域生活係

三種町国民健康保険 ◆問い合わせ先 健康推進課 国保年金係 ☎ 85 - 2137

広告

医療法人 秋田愛心会

ドラゴンクリニック

院長 菊地次郎

内科 循環器内科 整形外科(スポーツ整形)

【動脈硬化検査】

【心電図・血圧/24時間測定】他、**各種検査実施**



29年度の予防接種実施中です

- ① 高齢者用肺炎球菌予防接種（町より案内が届いた方）
- ② おたふくかぜワクチン
- ③ B型肝炎ワクチン 他小児のワクチン各種



厨房 調理員を募集中

（給食関係 経験者優遇）

お電話でご予約をお願いします。

三種町浜田字上浜田1 各種予防接種も実施中ですので 電話85-4666までお問い合わせください。